

経済産業省

20240201貿局第1号
輸出注意事項2024第4号
経済産業省貿易経済協力局

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年2月7日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」等の一部改正について

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1のうち、別紙の「3 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品」中（14）から（18）までの改正規定 令和7年1月1日
- 二 別紙1のうち、上記前号以外の改正規定 公布の日
- 三 別紙2の改正規定 公布の日

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）

改正後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づき、次の（1）、（2）又は（3）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>なお、輸出の承認に当たっては、当該貨物が最終需要者へ到達するか否か、最終需要者が申請内容の最終用途に当該貨物を使用するか否か、当該貨物が最終需要者によって適正に管理されるか否か等について勘案の上、承認を行うものとする。ただし、疑義が生じる場合には承認は行わないものとする。</p> <p>（1）特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① ロッテルダム条約の締約国への輸出であって、次のいずれかに該当する場合 イ・ロ (略) ハ 農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の用途に用いられるものでないと認められる場合</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>別紙 1・2 (略)</p> <p>3 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づき、次の（1）、（2）又は（3）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>なお、輸出の承認に当たっては、当該貨物が最終需要者へ到達するか否か、最終需要者が申請内容の最終用途に当該貨物を使用するか否か、当該貨物が最終需要者によって適正に管理されるか否か等について勘案の上、承認を行うものとする。ただし、疑義が生じる場合には承認は行わないものとする。</p> <p>（1）特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① ロッテルダム条約の締約国への輸出であって、次のいずれかに該当する場合 イ・ロ (略) ハ 農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の用途に用いられるものでないと認められる場合</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>別紙 1・2 (略)</p> <p>3 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="94 1401 622 1441"></td> <td data-bbox="622 1401 1102 1441">規制開始日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1441 622 1524">(1) (略)</td> <td data-bbox="622 1441 1102 1524">令和2年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)</td> </tr> </table>		規制開始日	(1) (略)	令和2年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1401 1671 1441"></td> <td data-bbox="1671 1401 2154 1441">規制開始日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1441 1671 1524">(1) (略)</td> <td data-bbox="1671 1441 2154 1524">平成32年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)</td> </tr> </table>		規制開始日	(1) (略)	平成32年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)
	規制開始日								
(1) (略)	令和2年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)								
	規制開始日								
(1) (略)	平成32年12月31日(ボタン電池であるアルカリマンガン電池)								

	(略)	(略)
	(略)	—
(2)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
(3)・(4)	(略)	(略)
(5)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
(6)・(7)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)
		<u>令和2年12月31日</u> (マーキュロクロム液)
(9)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
(10)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
(11)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
	(略)	—
(12)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
	(略)	—
(13)	(略)	<u>令和2年12月31日</u>
<u>(14)</u>	<u>脈波検査用器具に用いられる ひずみゲージ</u>	<u>令和7年1月1日</u>
<u>(15)</u>	<u>真空ポンプ</u>	<u>令和7年1月1日</u>
<u>(16)</u>	<u>車輪の重量の均衡を保つため に車輪に装着して用いられる おもり</u>	<u>令和7年1月1日</u>
<u>(17)</u>	<u>写真フィルム及び印画紙</u>	<u>令和7年1月1日</u>
<u>(18)</u>	<u>宇宙飛行体（人工衛星を含 む。）に用いられる推進薬</u>	<u>令和7年1月1日</u>

別紙様式第1～3 (略)

		(略)
	(略)	—
(2)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
(3)・(4)	(略)	(略)
(5)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
(6)・(7)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)
		<u>平成32年12月31日</u> (マーキュロクロム液)
(9)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
(10)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
(11)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
	(略)	—
(12)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
	(略)	—
(13)	(略)	<u>平成32年12月31日</u>
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

別紙様式第1～3 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33～35の3	(略)	(略)	33～35の3	(略)	(略)
35の4	水銀に関する水俣条約第3条1(a)に規定する水銀	(略)	35の4	水銀に関する水俣条約第3条1(a)に規定する水銀	(略)
					(略)
	<u>これを部品として使用する製品</u>	<u>特定水銀使用製品が取り外されている状態のものを除く。</u>		(新設)	(新設)
38～43	(略)	(略)	38～43	(略)	(略)